



指定ゴミ袋価格改定のお知らせ

問 伊達地方衛生処理組合 (Tel 024-582-2051)

原材料価格の高騰により伊達地方衛生処理組合では、指定ごみ袋の希望小売価格を令和4年9月1日販売分から改定します。ご理解の程よろしく申し上げます。改定後の販売価格は次のとおりです。

ごみ袋の種類と大きさ		令和4年8月末まで (消費税込み希望小売価格)	令和4年9月から (消費税込み希望小売価格)
もやせるごみ専用袋	45ℓ 20枚巻	275円	286円
	30ℓ 20枚巻	233円	242円
	20ℓ 20枚巻	171円	178円
資源専用袋	45ℓ 10枚巻	124円	129円
	30ℓ 10枚巻	112円	116円
	20ℓ 10枚巻	85円	89円

※ごみ袋の種類、大きさ、デザイン、枚数などは変更ありません。

※小売価格は、各店舗により異なる場合があります。

個人事業税のお知らせ

問 福島県東北地方振興局県税部 (Tel 521-2692)

個人事業税は、県内に事務所・事業所を設け、物品販売業や不動産貸付業など、法令で定められている事業を行う個人の方に納めていただく県の税金です。今年度課税対象となる方には、県北地方振興局県税部から8月10日に納税通知書をお送りする予定です。納期限は第1期分が8月31日まで、第2期分は11月30日までの2回に分けて納めていただくことになっていますので、納期限内の納付をお願いします。なお、税額が1万円以下の場合は、8月31日までに一括して納めていただくことになります。

お勧めします。口座振替制度

問 福島県東北地方振興局県税部 (Tel 521-2684)

個人事業税については、金融機関の預金口座から自動的に納めることができる口座振替の制度がありますので、是非ご利用ください。

(手続用紙は、納税通知書に同封してあります。また、県北地方振興局県税部窓口にも用意してあります)

消費税のインボイス制度に関する説明会

問 福島税務署法人課税第1部門 (Tel 503-2417)

税務署では、事業者の方を対象に消費税のインボイス制度説明会を開催します。説明会は、事前予約制により、各回とも定員になり次第、受付を終了します。会場駐車場は、利用台数に限りがありますので、公共の交通機関等をご利用ください。

日時	定員	主な対象者
8月30日(火)	18名	主に消費税の課税事業者の方向け
		主に消費税の免税事業者の方向け

■会場 福島税務署2階大会議室(福島市森合町16-6)

マイナポイント第2弾について

問 町民税務課 町民係 (内線 1306)

マイナンバーカードの新規取得をすると最大5,000円分のマイナポイントと健康保険証としての利用申込みや公金受取口座の登録を行うとそれぞれ7,500円分のマイナポイントを受け取ることができます。ポイントの受け取りには、それぞれ申込みが必要です。

申込みは、カードリーダー機能を備えたデバイス(スマートフォン、パソコン+ICカードリーダー)を使ってご自身で行うか、役場町民税務課町民係窓口などでできます。役場で申込みされる場合は、必ず電話にてご予約ください。

今回のマイナポイントの申込み期限は令和5年2月末です。また、今回のポイントは令和4年9月末までにマイナンバーカードを申請した方が対象のため、まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、ぜひ期間内に申請してください。

詳しくは町民税務課町民係までお問い合わせください。

※すでにカード新規取得分のマイナポイントの申込みをされた方も、健康保険証としての利用申込みと公金受取口座の登録に伴うマイナポイントの受け取りには別途申込みが必要です。

後期高齢者医療保険料の減免について

問 町民税務課 町民税務係 (内線 1303)

旧避難指示解除準備区域等の対象となっていた世帯に係る後期高齢者医療保険料については次のとおりです。

①上位所得層(世帯内の被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯)の方は減免適用外となります。

②①以外の方は、申請によることなく令和5年3月分まで減免継続となります。

詳しくは標記担当まで問い合わせください。



行政

限度額適用・標準負担額減額認定証

問 保健福祉課 国保年金係（内線 1405）

世帯全員が住民税非課税の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、同じ月内に1つの医療機関の窓口で支払う自己負担額が、自己負担限度額までとなるほか、入院時食事生活療養費の減額適用を受けることができます。また、住民税課税世帯の方は「限度額適用認定証」を提示すると、同じ月内に1つの医療機関の窓口で支払う自己負担額が、自己負担限度額までとなります。いずれもこの制度は、更新・申請手続きが必要です。入院する場合は、医療費が高額になることが予想されますので、必ず「認定証」の交付申請をしてください。

詳しくは標記担当までご連絡ください。

■申請に必要なもの 国民健康保険証・印鑑

※住民税非課税世帯の方で、過去1年間で90日以上入院があった方は、入院日数がわかるもの（領収書など）もお持ちください。

犬・猫の飼い主のみなさまへ

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

■犬には必ず鑑札・注射済票を付けましょう。

狂犬病予防法では飼い犬に、「鑑札」と「狂犬病予防注射済票」を装着することが義務付けられています。迷子になった場合に「記載されている番号」で飼い主が分かります。

■猫には名札を付けましょう。

猫が迷子になっても飼い主が分かるように、「飼い主の住所及び氏名を記載した名札」を付けましょう。

■購入した犬・猫のマイクロチップ情報の登録が義務になります。

令和4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬及び猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられました。マイクロチップが装着されると、犬や猫が迷子になったときや、飼い主と離ればなれになったときに、マイクロチップの番号を読み取り、容易に飼い主に連絡することができるため、飼い主のもとへ戻る確率が高まります。犬や猫を購入した飼い主は、住所や氏名、電話番号等を変更登録する必要がありますので、忘れずに変更登録をしましょう。変更登録の手続きは、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えます。

■問い合わせ

TEL : 03-6384-5320

E-mail : info@mc.env.go.jp



川俣町火葬場整備基本計画（案）に係るパブリックコメントの実施について

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

町は、昭和48年の建設から約半世紀が経過し、老朽化が進んでいる川俣町火葬場について、時代に合わせた整備を行うため、「川俣町火葬場整備基本計画」を策定中です。この計画は、建物の耐震性や利用者にとっての利便性等を考慮し、「建替」により整備を進め、火葬炉設備を一新することにより、周辺環境にも配慮した整備計画として策定するものです。つきましては、計画の原案について、皆さまからのご意見を募集します。

■募集期間 8月18日(木)～8月31日(水)

■計画原案の閲覧方法 役場本庁舎1階町民税務課生活環境係窓口及び町ホームページで閲覧できます。

■応募資格 川俣町内に住んでいる方、川俣町から避難されている方、町内に通勤・通学している方、町内に事務所・事業所を有している個人及び法人

■意見の提出方法

任意の様式にご意見を記載の上、下記のいずれかの方法で提出してください。

①電子メール：chozei@town.kawamata.lg.jp

②ファックス：024-566-2438

③郵送：〒960-1492 川俣町字五百田30 川俣町役場町民税務課生活環境係宛

④町民税務課生活環境係窓口にて直接持参

※住所又は所在地、氏名又は名称、連絡先（電話番号等）を必ず明記してください。

※口頭・電話でのご意見はお受けしかねますので、ご了承ください。

■提出意見の取扱い

提出いただいたご意見とそのご意見に対する町の考え方は、内容をとりまとめ、町ホームページ等により公表します（住所・氏名等の個人情報は公表しません）。なお、提出いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

クリーン作戦の実施について

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

町民皆様のご協力をお願いいたします。

詳しくは回覧をご覧ください。

■日時 9月4日(日) 午前6時～7時

■場所 町内全域

■注意事項

- ・ゴミの収集にあたっては、分別にご協力ください。
- ・側溝の土砂は収集しません。